

島根県イベント環境配慮指針
—しまねエコ・イベントマニュアル—

島 根 県

作 成 者	環境管理責任者(環境生活部長)
制 定	平成15年4月1日
一 部 改 定	平成21年4月1日
一 部 改 定	令和3年4月1日

目次

I. 指針の概要

- 1. 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3. 実施手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

II. 環境配慮5項目

- 1. 省エネルギー・省資源に関すること・・・・・・ 5
- 2. 廃棄物の減量化・適正処理に関すること・・・・ 6
- 3. 交通手段に関すること・・・・・・・・・・・・ 7
- 4. 会場周辺の環境提供に関すること・・・・・・・・ 8
- 5. 意識啓発・情報提供に関すること・・・・・・ 9

III. 参考資料

- 環境用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

I. 指針の概要

1. 目的

県は、県内最大の事業者として経済活動を行っており、こうした立場からも県の経済活動に伴う環境への負荷を自主的、積極的に低減させる必要があります。

経済活動の一環として行うイベントの開催は、エネルギーや資源の消費、廃棄物の発生など様々な環境への負荷を与える恐れがあります。

そこで、この指針では、県が主催または運営を管理できるイベントにおいて、率先して環境配慮に取り組むことで、島根県が開催するイベントがエコ・イベント（環境配慮型イベント）となることを目指していきます。

2. 対象

県が主催または運営を管理できるイベント等（式典、催し、フェア、展示会、講演会、研修会、シンポジウム等）の内、予想来場者数が1,000人以上のイベント等を対象とする。

ただし、美術展等開催形式が定例化し、環境配慮の余地が極めて小さい場合及び、適用の対象とならない規模のイベントにおいても、この実施手順を参考に環境配慮に努めるものとする。

3. 実施手順

〈準備段階〉

- (1) イベント担当責任者（イベント実施所属の職員で、職責に応じてそれぞれその職務を担当する者をいう。以下同じ。）は、当該イベントの計画段階（遅くとも開催日3ヶ月前）において、点検リスト（別記様式1）により環境配慮項目に関する行動計画を作成する。
- (2) イベント担当責任者は、行動計画に従って、共催者及びその他のイベント従事者への周知を行うとともに、来場者への周知に必要な広報手段を準備する。特に、当該イベントに関連して外部事業者に委託を行う場合は、「しまねエコ・イベント計画書」（別紙）を契約の仕様書等に添付するなどの方法により、環境配慮事項を明示する。

〈実施段階〉

- (3) イベント担当責任者は、作成した行動計画に従って、共催者及びその他のイベント従事者とともに環境配慮事項を実行し、来場者への周知及び協力要請を行う。
- (4) イベント担当責任者は、作成した点検リストに環境配慮事項の実施結果を記録する。

〈実施後〉

環境マネジメントシステムにおける実績報告時に、本指針を基に環境配慮を行ったイベント件数をエコオフィスチェックシート2に記入の上、提出する。

〈配慮指針の見直し〉

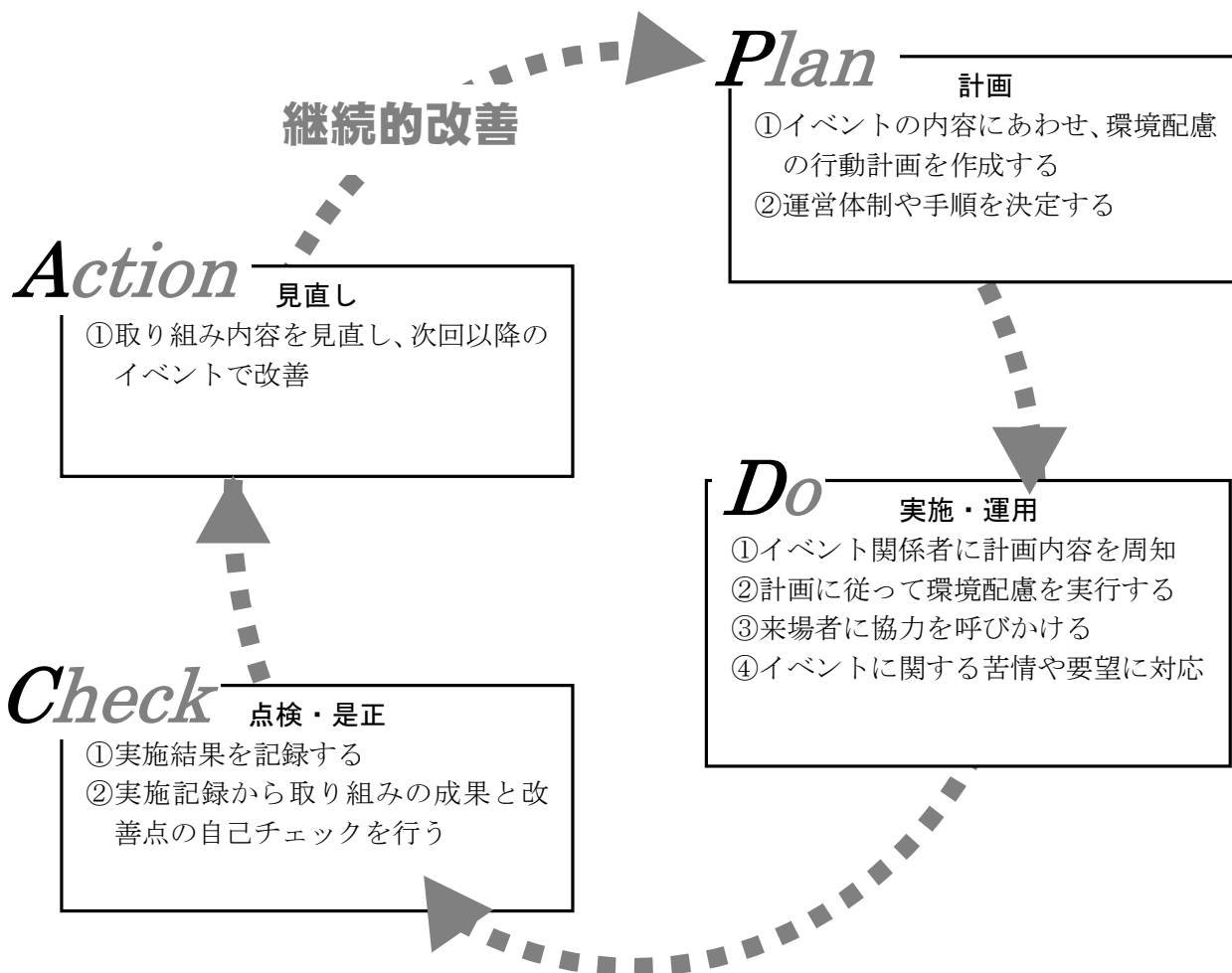
環境管理責任者（環境管理事務局）は、必要に応じて環境配慮指針の見直しを行う。

〈附則〉

この実施手順は、平成15年4月1日から施行し、同日以降に開催されるイベントに適用する。

ただし、この実施手順の施行日において既に準備段階にあり、この実施手順に全面的に準拠することが困難な場合は、環境管理責任者（環境管理事務局）と個別に協議する。

エコ・イベント開催手順 PDCAサイクル



II. 環境配慮 5 項目

1. 省エネルギー・省資源に関すること

(1) 基本方針

イベントの開催にともなうエネルギーや資源の使用量削減に努め、物品やサービスの購入にあたっては環境に配慮したものを優先します。

(2) 必ず取り組むべき事項

- ① ポスター・ちらし・パンフレット等を作成する場合は、発行部数や配布先を検討し、無駄な印刷物をできるかぎり減らします。
特に継続イベントの場合は、過去の来場者数などから必要な発行部数や広報手段の再検討を行います。
- ② 必要な物品やサービスの調達にあたっては環境負荷の低減に資するものを優先し、次のことに配慮します。（県の場合は「島根県グリーン調達推進方針」に取り組みます。）
 - ・環境負荷を抑えているか
 - ・資源・エネルギー消費量が少ないか
 - ・長期使用が可能か
 - ・再使用・リサイクルが可能か
 - ・再生素材・再使用部品を利用しているか
 - ・処理や処分が容易か
 - ・環境保全に積極的な事業者によるものか
- ③ 照明および冷暖房は、会場の状況にあわせて適正な調整を行います。
推奨設定は冷房28℃、暖房19℃。照明は状況にあわせこまめに調整します。
- ④ 広報活動を行う場合は、インターネット、電波媒体等を活用します。

(3) できるだけ取り組むべき事項

- ① プロジェクター、電光掲示板等を活用し、看板や配付資料を減らします。
- ② 記念品やスタッフジャンパー等は環境にやさしい製品とします。

2. 廃棄物の減量化・適正処理に関すること

(1) 基本方針

廃棄物対策の基本的な優先順位は、①発生自体をおさえる、②再使用する、③分別して再生利用する、④適正に処理する、です。イベントの計画段階から、ゴミになりそうな物品や再使用できない物品の購入や配布をできるかぎり減らし、発生が避けられないゴミについては再生利用と適正処理に努めます。

(2) 必ず取り組むべき事項

- ① 当該イベントの実施によって発生が予想される廃棄物の種類等を前もって検討します。
- ② 廃棄物処理を外部に委託する場合および出展者等が個別に処理を担当する場合、その処理が適正に行われているか、主催者は指導・管理に努めます。
廃棄物処理業者に対しては廃棄物処理法に従った手続きを徹底し、出展者等に対しては持ち帰りや分別収集などを呼びかけます。
- ③ あまった印刷物等は、主催者またはそれぞれの出展者が持ち帰り再資源化します。
- ④ 会場にゴミステーション（分別集積場所）を設置し、分別収集を行います。
- ⑤ 使い捨て食器類の削減に努めます。
やむをえず使い捨て食器類を使用する場合は、リサイクルしやすい製品を優先的に採用します。
- ⑥ 飲食物等を提供する際は、食品ロス削減に努めます。

(3) できるだけ取り組むべき事項

- ① ゴミステーションに指導員または環境ボランティアを配置し、分別を徹底します。
- ② 参加者によるゴミの持ち帰りをを行います。
- ③ マイカップ、箸など食器類の持ち込み方式やカフェテリア方式（トレイへの取り分け）を採用します。
- ④ 会場内デポジット制度を採用します。
- ⑤ 生ゴミの堆肥化を行います。

3. 交通手段に関すること

(1) 基本方針

自動車の利用による排気ガス発生や燃料の消費、会場周辺地域における渋滞の発生など交通手段による環境負荷を最小限とする会場設定・運営を行います。

(2) 必ず取り組むべき事項

- ① 会場の選定および開催時間の設定には、公共交通機関の利用を最大限考慮します。
- ② ポスター・ちらし・案内状等に、環境負荷の少ない交通手段による来場のお願いを掲載します。
- ③ 自動車・貸切バス・シャトルバス等の運行にあたっては、アイドリング・ストップに努めます。

(3) できるだけ取り組むべき事項

- ① 主催者およびイベント従事者は、徒歩・自転車・公共交通機関の利用や、乗り合わせ（定員乗車）による会場集合に努めます。
- ② 会場までのシャトルバスを運行します。
- ③ パーク&ライド方式を導入します。
- ④ 会場駐車場でマイカー利用者にアイドリング・ストップを呼びかけます。駐車場係員による呼びかけ、看板の設置などによる周知を行います。

4. 会場周辺の環境保全に関すること

(1) 基本方針

イベントの計画段階から会場周辺の自然環境や野生生物の生息・生育状況に十分に配慮し、イベントの開催によって負荷を与えることのないよう努めます。基本的な優先順位は、①できるかぎり手を加えないようにする、②手を加えなければならぬ場合は影響を最小限にする、③影響を与えた場合は復元に努める、です。また、イベント開催中は照明の使用や汚水・騒音・振動の発生等による影響の抑制に努め、異常があった場合の対応を前もって定めておきます。

(2) 必ず取り組むべき事項

- ① 会場の選定にあたっては、既存施設の利用を優先します。
- ② 会場の施設整備にあたっては、環境への影響を最小限に抑えます。
 - ・地域の固有な生態系、渡り鳥の飛来地など優れた自然環境、「しまねレッドデータブック」掲載種の生息・生育が確認された場合は、これらに手を加えないようにします。
 - ・現状の地形を極力活かすように努めます。
- ③ 野外での開催にあたっては会場周辺の自然環境保全を優先します。
 - ・野生生物の移動経路や繁殖・産卵期間等に配慮します。
 - ・照明の使用や汚水・騒音・振動の発生等による影響を最小限に抑えます。
- ④ イベントのために手を加えたところは復元に努めます。
- ⑤ 風船を使用する場合は、環境に害を与えないものとし、特に空に飛ばす場合は、日本バルーン協会推奨品（天然ゴムを原料とするゴム風船でヘリウムガスを使用し、留め具・糸・付属物も自然環境で生分解する素材）を使用します。
- ⑥ 火薬・薬品その他の危険物を使用する場合は、管理責任者を設定し適正な使用を行います。
- ⑦ イベントに関して会場周辺の住民や来場者から苦情・要望が寄せられた場合は、責任体制を明確にし、即時対応します。

(3) できるだけ取り組むべき事項

- ① 会場周辺の自然環境や野生生物について、専門家による調査を行います。
 - ・地域の固有な生態系や渡り鳥の飛来地など優れた自然環境について把握します。
 - ・しまねレッドデータブック掲載種の生息・生育状況について把握します。
- ② 緑化・植栽を行う場合は、地域固有の在来種を利用します。

5. 意識啓発・情報提供に関すること

(1) 基本方針

主催者は、以上1～4の環境配慮を実行していくために必要な運営体制を整備するとともに、自らが定めた環境配慮の計画に関連する情報を収集し、提供します。

(2) 必ず取り組むべき事項

- ① 主催者は、イベント従事者全体（会場の設営及び運営に携わる職員、委託業者、スタッフ、ボランティア等）に環境配慮の計画内容を周知します。
- ② 主催者は、当該イベントにおける環境配慮の実施結果や今後の改善点を調べます。主催者自身による自己チェックや、来場者・環境ボランティア等による外部チェックを実行します。

(3) できるだけ取り組むべき事項

- ① 主催者は、会場周辺の住民・来場者・イベント出演者等に対し、環境配慮の計画内容や成果を公表します。
- ② 地域の環境ボランティアやNPO法人とともに環境配慮活動に取り組みます。

Ⅲ. 参考資料

環境用語解説

この用語解説は、本書に登場する環境関連用語についての解説と、環境配慮に関する実践例の情報提供を兼ねております。各イベントで環境配慮の発展項目や提案項目を設定する際にも参考にして下さい。

ISO14001

ISO14000シリーズは、国際標準化機構（ISO, International Organization for Standardization）が発行した環境に関する国際標準規格で、組織の活動が環境に与える影響を適切に管理し、環境の保全と汚染の予防を図ることを目的とする。ISO14000シリーズのうち、環境マネジメントシステムの仕様を定めた規格がISO14001である。組織が構築・運用している環境マネジメントシステムが規格に適合しているかどうかを第三者機関（審査登録機関）に認証してもらうことによってISO14001の認証取得ができる。またこの環境マネジメントシステムは、環境に関する基本方針及び目的・目標の設定とそれを達成するための具体的な実行計画を立案し（Plan）・実行し（Do）・評価し（Check）・見直しをする（Action）という「PDCAサイクル」の考え方によって継続的な改善を目指す点に特徴がある。

島根県では、県内企業に対して、平成11年度から「財団法人しまね産業振興財団」を通じてISO14000シリーズの認証取得に要する費用の補助制度も実施されている。

助成情報については財団法人しまね産業振興財団HP

<http://www.joho-shimane.or.jp/>

グリーン購入、島根県グリーン調達推進方針

環境負荷低減に資する物品やサービス（グリーン商品、環境物品等と呼ぶ）を購入、使用すること。環境負荷を減らす意義があるが、再生資源の需要を確保し安定させる効果も大きく、循環型の社会構造を作ることにも貢献できる。平成12年5月に国等によるグリーン調達を義務づけるグリーン購入法（正式名称「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」）が成立し、平成13年4月から完全施行されている。

島根県では、平成12年3月に「環境にやさしい率先実行計画～県庁エコオフィスプラン～」を策定し、県が行う事務事業においてグリーン購入をはじめとする環境配慮に取り組んできた。このグリーン購入法の完全施行を受け、平成13年9月に同法第10条に基づく「島根県グリーン調達推進方針」を作成し、グリーン購入の一層の推進を図ることとした。

県HP

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/chikyu/green-kounyuu.html>

環境省HP

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>

デポジット (Deposit)

預り金を意味する。デポジット制度とは、容器入り商品等を販売する際に一定額を価格に上乗せし、消費者がその容器を返却するとその上乗せ金額が払い戻される制度。空缶類の散乱防止・環境美化・リサイクル促進等に効果があり、欧米では飲料・洗剤・塗料等の容器を対象に実施されている。国内では、観光地・離島・一部地域の商店街等で飲料容器を中心に導入されており、自動販売機をデポジット式に切り替える企業・学校も増加している。

生ゴミの堆肥化

家庭から出る生ゴミの大部分は可燃ゴミとして収集され焼却されてきたが、近年、可燃ゴミの減量化を図るため、生ゴミを発酵させ堆肥（コンポスト、c o m p o s t）にしてリサイクルする技術が注目されている。家庭で利用できる処理機が各メーカーで作られており、比較的低価格の小型コンポスト機械も増えている。自治体によっては生ゴミを分別収集してコンポストを生産しているところもある。

食品リサイクル法

食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用等を促進する、食品リサイクル法（正式名称「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」）が平成13年5月に施行されている。

環境省HP

http://www.env.go.jp/recycle/food/01_about.html

食品ロスの削減の推進に関する法律

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とする法律で、令和元年10月に施行されている。

消費者庁HP

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/promote/

アイドリング・ストップ (I d o l i n g S t o p)

買い物や荷物の積み下ろし、人待ちや休憩などの駐停車時に、自動車のエンジンをかけっぱなし（アイドリング）にせず停止させること。エネルギー消費量の削減や、それに伴う大気汚染物質、地球温暖化物質の排出抑制につながるとされる。キー操作なしにアイドリングを停止できる装置も開発されており、同装置を搭載した自動車も普及している。

パーク・アンド・ライド (Park & Ride)

郊外の駐車場や最寄りの駅に自家用車を置き（パーク）、電車やバスに乗り換えて（ライド）市街地に行くこと。中心部の交通量を抑制し、渋滞の発生を防ぐ効果がある。アメリカでは1960年代、ヨーロッパでは70年代から普及を始めた。なお、この言葉は電車への乗り換えを指して使われる場合が多いため、バスへの乗り換えは特に「パーク・アンド・バスライド」とも言われる。

島根県内では、JR山陰本線（安来～益田）の主要な駅等において列車利用者のための無料駐車場設置や割引駐車場の情報提供、駐車場利用者に対する定期券の割引等が実施され、パーク・アンド・ライドの推進が図られている。そのほかにも、県内の鉄道としては宍道湖北岸沿いに松江・平田・出雲・大社の各市町を結ぶ一畑電車があり、沿線住民や観光客の交通手段として重要な役割を果たしている。県及び沿線自治体では、「一畑電車沿線地域対策協議会」を通じて駅前広場や駐車・駐輪場の整備を進め、主要な駅で電車利用者に対して駅前駐車場を無料提供するなど、パーク・アンド・ライドを促進する施策を実施している。

JRおでかけネット

https://www.jr-odekake.net/railroad/service/park_ride/sanin.html

一畑電車HP

<https://www.ichibata.co.jp/railway/service/park-ride.html>

しまねレッドデータブック

レッドデータブック (Red Data Book) は、絶滅の危険性がある野生生物の生息情報や圧迫要因をとりまとめた資料集。国際自然保護連合 (IUCN) が1966年に初めて発行した。現在は国や地方公共団体等の行政機関、自然保護団体等により、様々なレベルで発行されている。

日本版レッドデータブックとしては、平成元年に日本自然保護協会・世界自然保護基金ジャパンが「我が国における保護上重要な植物種の現状」を発行したのをはじめ、環境庁（現・環境省）が平成3年に「日本の絶滅のおそれのある野生生物」を、水産庁が平成6年より「日本の希少な野生水生生物に関する基礎資料」を発行している。また、全国レベルの評価を地域レベルにそのまま適用できない面があるため、平成7年の兵庫県および広島県をはじめ、地方自治体による地域毎のレッドデータブック発行も進められてきた。

1997年(平成9年)に「しまねレッドデータブック」を発行し、その後、生息生育実態等の状況変化など最新の情報を反映させるため、2004年(平成16年)に第1次改訂、2013年(平成25年)に植物編、2014年(平成26年)に動物編の第2次改訂を行っている。

県HP

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/nature/shizen/yasei/red-data/>

NPO法人

NPO (Nonprofit Organization; Not-for-profit Organization) は営利を目的としない民間組織のことで、NPO法人とは、NPO法によって認証された特定非営利活動法人の通称。NPO法(正式名称「特定非営利活動促進法」)は、保健・医療・福祉、まちづくり、環境保全など12項目のいずれかを主たる活動の目的とした団体に対し、所轄庁の認証によって簡便に法人格を与える法律で、平成10年12月に施行された。法人化することで、地方自治体からNPOへの業務委託や企業とNPOの協力が進んでいったとされる。なお、NPO法人は公共法人や公益法人とは異なり、税制優遇措置が限定されている。

県HP

<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/nonprofit/npo/tebiki/>

容器包装リサイクル法

飲料・食品等の容器や包装のリサイクル促進と廃棄物の減量化を目的とする法律で、平成9年4月に一部施行された。正式名称は「容器包装に係わる分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」。一般廃棄物のうち重量で約3割、容積で約6割を占める容器包装類について、消費者に「分別排出」、市町村に「分別収集」、特定事業者「再商品化」という役割分担を義務づけた。指定容器包装は、施行時はガラスびん色別3種と飲料・しょうゆ用PETボトル4品目で、完全施行された平成12年4月からはその他のプラスチック製容器包装、段ボールと飲料用を除く紙製容器包装が加わった。

また、法施行後約10年が経過したこの容器包装リサイクル制度の課題を解決するため、平成18年(2006年)に、改正容器包装リサイクル法が成立し、平成19年(2007年)4月から施行されている。

環境省HP

http://www.env.go.jp/recycle/yoki/a_1_recycle/index.html

しまねエコ・イベント点検リスト

イベント名				【計画欄】 「○」:実施を予定するもの 「×」:必要性は認められるが実施できないもの 「-」:該当しないもの	
実施期間					
開催場所				【結果欄】 「○」:実施できたもの 「△」:一部は実施できたもの	
参加者数	予定:	人	実績:		人
主催者					

■→必ず取り組むべき事項:条件に該当するすべてのイベントが必ず取り組む。

□→できるだけ取り組むべき事項:主催者及び参加者が自主的に取り組む。

環境配慮項目		計画	結果
1 省エネルギー・省資源に関すること	<p>■ポスター・ちらし・パンフレット等を作成する場合は、発行部数や配布先を検討し、無駄な印刷物をできる限り減らす。</p> <p>■必要な物品やサービスの調達にあたっては、環境負荷の低減に資するものを優先する。</p> <p>■照明及び冷暖房は、会場の状況に合わせて適正な調整を行う。</p> <p>■広報活動を行う場合は、インターネット、電波媒体等を活用する。</p> <p>□プロジェクター等を活用し、看板や配布資料を減らす。</p> <p>□記念品やスタッフジャンパー等は、環境にやさしい製品とする。</p> <p>その他()</p>		
2 廃棄物の減量化・適正処理に関すること	<p>■当該イベントの実施によって発生が予想される廃棄物の種類等を前もって検討する。</p> <p>■廃棄物処理を外部に委託する場合及び出展者が個別に処理を担当する場合、その処理が適正に行われているか、主催者は指導・管理に努める。</p> <p>■あまった印刷物等は、主催者またはそれぞれの出展者が持ち帰り再資源化する。</p> <p>■会場にゴミステーションを設置し、分別収集を行う。</p> <p>■使い捨て食器類の削減に努める。</p> <p>■飲食物等を提供する際は、食品ロス削減に努めます。</p> <p>□ゴミステーションに指導員または環境ボランティアを配置し、分別を徹底する。</p> <p>□参加者によるごみの持ち帰りをを行う。</p> <p>□会場内デポジット制度を採用する。</p> <p>□生ごみの堆肥化を行う。</p> <p>その他()</p>		
3 交通手段に関すること	<p>■会場の選定及び開催時間の設定には、公共交通機関の利用を最大限考慮します。</p> <p>■ポスター・チラシ・案内状等に、環境負荷の少ない交通手段による来場のお願いを掲載します。</p> <p>■自動車・貸切バス・シャトルバス等の運行にあたってはアイドリングストップに努める。</p> <p>■主催者及びイベント責任者は、徒歩・自転車・公共交通手段の利用や乗り合わせ(定員乗車)による会場集合に努める。</p> <p>□会場までのシャトルバスを運行します。</p> <p>□パーク&ライド方式を導入する。</p> <p>□会場駐車場でマイカー利用者にアイドリング・ストップを呼びかける。</p> <p>その他()</p>		

4 会場 周辺 の 環 境 保 全 に 関 す る こ と	■会場の選定にあたっては、既存施設の利用を優先する。			
	■会場の施設整備にあたっては、自然環境への影響を最小限に抑える。			
	■野外での開催にあたっては、会場周辺の自然環境保全を優先する。			
	■イベントのために手を加えたところは、復元に努める。			
	■火薬・薬品その他の危険物を使用する場合は、管理責任者を設定し適切な使用を行う。			
	■風船を使用する場合は、環境に害を与えないものとする。			
	■イベントに関して会場周辺の住民や来場者から苦情・要望が寄せられた場合は、責任体制を明確にし、即時対応する。			
	□会場周辺の自然環境や野生生物について、専門家により調査を行う。			
□緑化・植栽を行う場合は、地域固有の在来種を利用する。				
その他()				
5 意 識 啓 発 す る こ と 情 報 提 供 に	■主催者は、イベント従事者全体に環境配慮の計画内容を周知する。			
	■主催者は、当該イベントにおける環境配慮の実施結果や今後の改善点を調べる。			
	□主催者は、会場周辺の住民・来場者・イベント出演者等に対し、環境配慮の計画内容や成果を公表する。			
	□地域の環境ボランティアやNPO法人とともに、環境配慮活動に取り組む。			
その他()				
		「〇」の数の計	個 [A]	個 [A]
		「〇+△+×」の数の計 (※△は結果欄のみ)	個 [B]	個 [B]
		取組率 (A÷B×100)	%	%

〈今後の改善点〉	
開 催 後 の ま と め	1. 省エネルギー・省資源:
	2. 廃棄物:
	3. 交通手段:
	4. 会場周辺の環境保全:
	5. 意識啓発・情報提供:
	6. その他

(別紙)

しまねエコ・イベント計画書

当該イベントにおいては、「島根県イベント環境配慮指針」に定める項目のうち、以下の環境配慮事項を実施します。関連業務の受託者は、この取り組みに協力するものとします。

項目	配慮事項
1. 省エネルギー・省資源に関すること	ポスター・ちらし等を作成する場合は、発行部数や配布先を検討し、無駄な印刷物をできるかぎり減らすこと。
	印刷物には原則として再生紙を使用すること。
	必要な物品やサービスの調達にあたっては環境負荷の低減に資するものを優先すること。
	照明および冷暖房は、会場の状況に合わせ適正な調整を行うこと。
	広報活動を行う場合は、インターネット、電波媒体等を活用すること。
	プロジェクター等を活用し、看板や配付資料を減らすこと。 記念品やスタッフジャンパー等は環境にやさしい製品とすること。
2. 廃棄物に関すること	当該イベントの実施によって発生が予想される廃棄物の内訳を前もって検討しておくこと。
	廃棄物処理を外部に委託する場合は廃棄物処理法に従った手続きを行うこと。出展者が個別に担当する場合は持ち帰りや分別収集などを呼びかけること。
	あまった印刷物等は、主催者またはそれぞれの出展者が再資源化できるように回収すること。
	会場にゴミステーションを設置し、分別収集を行うこと。
	ゴミステーションに指導員または環境ボランティアを配置し、来場者に分別排出を呼びかけること。
	参加者によるゴミの持ち帰りを呼びかけること。
	使い捨て食器の削減に努めること。
	飲食物等を提供する際は、食品ロス削減に努めること。 会場内デポジット制度を実施すること。 生ゴミを堆肥化できるように回収すること。
3. 交通手段に関すること	会場の選定および開催時間の設定には、公共交通機関の利用を最大限考慮すること。
	ポスター・ちらし・案内状等に、環境負荷の少ない交通手段による来場のお願いを掲載すること。
	自動車・貸切バス・シャトルバス等の運行にあたっては、アイドリング・ストップに努めること。
	イベント従事者は、徒歩・自転車・公共交通機関の利用や、乗り合わせ(定員乗車)による会場集合に努めること。
	会場までのシャトルバスを運行すること。
	パーク&ライド方式を導入すること。 会場駐車場でマイカー利用者にアイドリング・ストップを呼びかけること。
4. 会場周辺の環境保全に関すること	会場の選定にあたっては、既存施設の利用を優先すること。
	会場の施設整備にあたっては、自然環境への影響を最小限に抑えること。
	野外での開催にあたっては会場周辺の自然環境保全を優先すること。
	イベントのために手を加えたところは復元に努めること。
	火薬・薬品その他の危険物を使用する場合は、管理責任者を設定し適正な使用を行うこと。
	風船を使用する場合は、環境に害を与えないものを選定すること。
	イベントに関して会場周辺の住民や来場者から苦情・要望が寄せられた場合は、原則即時対応すること。なお協議を要するものについては県担当職員に報告すること。 会場周辺の自然環境や野生生物について、専門家による調査を行うこと。 緑化・植栽を行う場合は、地域固有の在来種を利用すること。
5. 意識啓発・情報提供に関すること	イベント従事者全体に環境配慮活動の内容を周知すること。
	当該イベントにおける環境配慮の実施結果や今後の改善点を調べること。
	会場周辺の住民・来場者・イベント出演者等に対し、環境配慮活動の内容やその成果を発表すること。
	地域の環境ボランティアやNPO法人とともに環境配慮活動に取り組むこと。

注) イベント担当責任者は、上記一覧から業務受託者に関連するものにチェックをして使用して下さい。提案項目については別途記載して下さい。(word文書の場合は必要のない項目を削除して印刷するなどして使用して下さい。)

